

議会議案第 7 号

四條畷市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

次のとおり、四條畷市議会会議規則の一部を改正する規則を定める。

令和 7 年 3 月 1 8 日 提出

提出者 四條畷市議会議員

柳生 駿祐

長畑 浩則

若松 正治

吉田 裕彦

提案理由

2 月定例議会の名称を 3 月定例議会に改めたく、本案を提案した。

四條畷市議会会議規則の一部を改正する規則

四條畷市議会会議規則（昭和 4 5 議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「同項各号ごとに最初の定例日の属する月を付し」を削り、同項第 5 号中「2 月」を「3 月」に改める。

第 1 4 条、第 1 7 条及び第 1 3 3 条中「連署」を「署名又は記名押印」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 5 条の規定は令和 7 年 5 月 1 日から施行する。